

則天武后と阿育王

——儀鳳年間の舍利頒布と『大雲經疏』をめぐって*

大西磨希子

はじめに

敦煌寫本『大雲經疏』S.2658 と S.6502 の一節には、「神皇先發弘願造八百四萬舍利寶塔、以光宅坊中所得舍利分布於四天下」とあり、則天武后（以下、武后）がかつて八百四萬もの舍利塔を造立せんと發願し、長安の光宅坊で感得した舍利を四天下に頒布したと記している。この記載を裏付ける舍利塔の遺物は見つかっておらず、関連する文獻記録もごく限られており、その實態には不明な點が多い。しかしながら、この武后による光宅坊感得舎利の頒布は、時代的に見て、七世紀初めの隋文帝による仁壽年間の舍利塔建立事業と、十世紀後半の呉越國王錢弘俶による八萬四千寶塔の敬造との間に位置し、また、陀羅尼を法舍利とした稱徳天皇による寶龜元年（770）の百萬塔陀羅尼の奉納にも、何がしかの影響を與えた可能性がある。

このように武后による舍利頒布事業は、王權による舍利頒布を考えるうえで重要な歴史的意義を有している。とりわけ武后は佛教による正統性理論を用いて易姓革命を果たし、中國史上唯一の女帝として君臨することに成功したが、その讖書（豫言書）として世に行なわれた『大雲經疏』の中に、彼女が先ず「八百四萬舍利寶塔」の造立を發願し、それにもとづき光宅坊感得舍利を頒布したとの記事が含まれるということは、この舍利頒布事業が武周革命にとって大きな意味を持つものであったことを示している。

武后による光宅坊感得舎利の頒布については、陳金華氏と高瀬奈津子氏の研究があり、隋文帝の舍利塔建立事業との関係や異同、武后による舍利頒布事業の政

*本稿は JSPS 科研費「則天武后期の佛教美術に關する研究」（19K00183）および中華民國外交部「臺灣獎助金」2019 年（MOFATF20190053）による研究成果の一部である。本稿を成すにあたり顔娟英、鄭阿財、辻正博、王志鵬の各氏をはじめとする諸先生より貴重な意見を頂戴した。ここに記して謝意を表したい。

治的意圖など重要な指摘がなされ、その輪郭が明らかにされている¹。しかし、『大雲經疏』がなぜ、光宅坊感得舍利の頒布に先立ち武后が「八百四萬舍利寶塔」の造立を發願したと記すのかという問題については、兩氏ともに阿育王の八萬四千舍利塔建立説話にもとづくことをふまえつつも、陳氏は数がほぼ百倍に増えていると指摘するのみで、高瀬氏もまた阿育王の故事に擬えたとししか見ておられない。ところが當時、武后は阿育王よりも遙かに優れた存在であると認識されており、この記事はそのことを示すために挿入されたと考えられる。

そこで小論では、儀鳳年間における光宅坊感得舍利の頒布について、新たに得られた拓本資料とあわせ関連史料を提示したうえで、『大雲經疏』が記す「八百四萬舍利寶塔」の意味について検討してみたい。

一、『大雲經疏』所載の八百四萬舍利塔の造立發願と光宅坊感得舍利の頒布

敦煌寫本の S.2658 と S.6502 は、いずれも首尾を欠き當初の題名は確認できないが、内容は『大雲經』（『大方等無想經』）の經文に對する注疏であり、一般に『大雲經疏』と稱される。ただし、佛教經典に對する通常の注疏とは異なり、武后の皇帝即位に関わる識書としての性格が強いことから S.2658 の全文を紹介した矢吹慶輝氏は『武后登極識疏』と名づけたほか²、近年では永超の『東域傳燈目錄』に録する「大雲經神皇授記義疏一卷」を本來の名稱とみて『大雲經神皇授記義疏』と呼ぶ研究者も多い³。

さて、これら二點の敦煌寫本『大雲經疏』は、一部文字の異同はあるものの同本で、S.6502の方がS.2658よりも多くの行數を残しており、かつS.2658の殘存箇

¹Chen Jinhua (陳金華), *Monks and Monarchs, Kinship and Kingship: Tanqian in Sui Buddhism and Politics*, Kyoto: Scuola Italiana di Studi sull'Asia Orientale, 2002, pp.122-128, 146-147. 高瀬奈津子「則天武后による儀鳳の舍利頒布——山西潞州の梵境寺儀鳳三年舍利塔銘をてがかりに」(氣賀澤保規編『隋唐佛教社會の基層構造の研究』汲古書院、2015年)。

²矢吹慶輝『三階教之研究』(岩波書店、1927年)第三部附篇「二、大雲經と武周革命」、686-694頁。

³S.2658やS.6502の原題を『東域傳燈目錄』著録の「大雲經神皇授記義疏一卷」と關連づけて論じたものとしては、以下の論著が早い。湯用彤「矢吹慶輝《三階教之研究》跋」(『微妙聲』第3期、1937年1月)。滋野井恬「敦煌本「大雲經疏」の研究」(『印度學佛教學研究』第21卷第2號、1973年3月)。牧田諦亮「中國佛教における疑經研究序説——敦煌出土疑經類をめぐって」(『東方學報(京都)』第35冊、1964年3月。牧田諦亮『疑經研究』京都大學人文科學研究所、1976年および『牧田諦亮著作集 第一卷 疑經研究』臨川書店、2016年に再録)。Antonino Forte, *Political Propaganda and Ideology in China at the End of the Seventh Century*, Napoli: Istituto Universitario Orientale, 1976; 2nd ed., Kyoto: Scuola Italiana di Studi sull'Asia Orientale, 2005.

所に該当する部分はすべて S.6502 に含まれている。そこで以下、S.6502 をもとに見ていくと、長安光宅坊で感得した舍利の天下頒布と武后による八百四萬舍利塔の造立發願に關わる記載は、つぎの第 115 行の「經曰」から第 132 行の「之驗也」までの箇所にあたる（數字は行數。原文では「天」「載」「正」「初」を則天文字に作るが正字に改めた）。

115 神皇聖德也 經曰舍利不可得假使蚊子
116 脚堪任作橋梁能度一切衆舍利乃可得假使
117 水中蛭忽然生白齒大如香象牙舍利乃可
118 得假使菟生角堪任作梯橙高至淨居天舍
119 利乃可得假使小舟船能載須彌山度於大
120 海水舍利乃可得如此譬喻其數寔多明知如
121 來舍利不可得也又經記云王閻浮提護持
122 正法大得舍利爲欲供養佛舍利故遍閻浮
123 提起七寶塔恭敬供養尊重讚歎見有護法
124 持淨戒者供養恭敬見有破戒毀正法等呵
125 責毀辱今 神皇臨馭天下頻得舍利前
126 開祥於光宅今表應於載初故廣武銘云光
127 宅四天下八表一時至者即明
128 神皇先發弘願造八百四萬舍利寶塔以光
129 宅坊中所得舍利分布於四天下此則顯八
130 表一時下舍利之應斯乃不假人力所建並
131 是八表神功共成此即顯護持正法大得舍
132 利之驗也 經曰教化所屬城邑聚落

このうち当該箇所を抜き出して句讀點を付し、空格を取り『大雲經』經文の出典を注記すると、つぎのようになる。

經曰、「舍利不可得。假使蚊子脚、堪任作橋梁、能度一切衆、舍利乃可得。假使水中蛭、忽然生白齒、大如香象牙、舍利乃可得。假使菟生角、堪任作梯橙、高至淨居天、舍利乃可得⁴」、「假使小舟船、能載須彌山、度於大海水、舍利乃可得⁵」。如此譬喻、其數寔多。明知、如來舍利不可得也。

又經記云、「王閻浮提、護持正法、大得舍利⁶」、「爲欲供養佛舍利故、遍

⁴卷四（『大正藏』12、1096c19-25）。

⁵卷四（『大正藏』12、1097a07-08）。

⁶卷四（『大正藏』12、1097c25-26）の經文「於閻浮提得大自在、護持正法大師子吼、爲法流布

閻浮提起七寶塔⁷」、「恭敬供養、尊重讚歎⁸」、「見有護法持淨戒者、供養恭敬。見有破戒毀正法等、呵責毀辱⁹」。

今神皇臨馭天下、頻得舍利、前開祥於光宅、今表應於載初。故『廣武銘』云、「光宅四天下、八表一時至」者、即明神皇先發弘願造八百四萬舍利寶塔、以光宅坊中所得舍利分布於四天下、此則顯八表一時、下舍利之應。斯乃不假人力所建、並是八表神功共成。此即顯「護持正法、大得舍利」之驗也。

（經に曰く、「舍利は得べからず。^{たと}假使い蚊子の脚、橋梁を作すに堪任し、能く一切の衆を度さば、舍利乃ち得べし。假使い水中の蛭、忽然として白齒を生じ、大いさ香象の牙の如くんば、舍利乃ち得べし。假使い菟角を生じ、梯橙を作すに堪任し、高さ淨居天に至らば、舍利乃ち得べし」、「假使い小さき舟船、能く須彌山を載せ、大海水を度らば、舍利乃ち得べし」と。此くの如き譬喩、其の數寔に多し。明らかに知らん、如來の舍利は得べからざるなりと。

又た經記に云わく、「閻浮提に王し、正法を護持せば、大いに舍利を得ん」、「爲に佛舍利を供養せんと欲するが故に、遍く閻浮提に七寶塔を起つ」、「恭敬供養し、尊重讚歎す」、「法を護り淨戒を持する者有るを見れば、供養恭敬す。戒を破り正法を毀つ等有るを見れば、呵責毀辱す」と。

今ま神皇、天下に臨馭し、頻りに舍利を得、前に祥を光宅に開き、今ま應を載初に表わす。故に『廣武銘』云わく、「四天下に光宅し、八表一時に至る」とは、即ち明らかに神皇先に弘願を發し八百四萬舍利寶塔を造らんとし、光宅坊中に得たる所の舍利を以て四天下に分布するは、此れ則ち八表一時を顯し、舍利を下すの應なり。斯れ乃ち人力を假らずして建つる所にして、並びに是れ八表の神功共に成す。此れ即ち顯らかに「正法を護持せば、大いに舍利を得ん」の驗なり。）

すなわち、ここでは舍利を得ることがいかに困難かを説く『大雲經』の經文を引いたうえで、さらに同經の別の箇所からも、閻浮提に君臨し正法を護持し大いに舍利を得て舍利を供養するために閻浮提に遍く七寶塔を建立するといった經文を、本來の脈絡の前後とは関係なしに抜き出している。さらに、これらは武後の事跡を豫言したもので、武后が天下に臨馭して以來しばしば舍利を感得し、八百四萬

大得舍利」の抜萃。

⁷卷六（『大正藏』12、1107a18-19）。

⁸卷六（『大正藏』12、1107a24-25）。なお「恭敬供養、尊重讚歎」という句は、卷四（『大正藏』12、1096a23）と卷五（『大正藏』12、1100a08-09）にも出るが、『大雲經疏』における同經の引用は卷四と卷六に限られているから卷五は考えにくく、また前後の引用文との関係からみて、先に挙げた卷六からの引用であると思われる。

⁹卷六（『大正藏』12、1107a20-22）。

舍利塔の造立を發願して光宅坊感得の舍利を四天下に分布したのはそれらの應驗だと釋している。

この『大雲經疏』の記載について林世田氏は、萬を超す數の佛舍利などは聞いたこともなく、八百四萬もの舍利寶塔の造立發願も絶対に不可能であるとして、いずれも武後の「御用和尚」による偽造であると否定的に捉えている¹⁰。しかし陳金華氏は、林世田氏の論文と同年に刊行された著書のなかで、『大雲經疏』の「神皇先發弘願造八百四萬舍利寶塔」という記載を、武后が前世において豫見した内容であると解釋したうえで、「造八百四萬舍利寶塔」とあるのは明らかに阿育王の八萬四千塔建立説話にもとづくが、より大がかりな百倍近い數になっていると指摘する¹¹。また「以光宅坊中所得舍利分布於四天下」とある部分については、『山右石刻叢編』卷四所收の梵境寺「大唐聖帝感舍利之銘」および『宋高僧傳』卷二六法成傳にもとづき、光宅坊感得舍利は儀鳳三年（678）に實際に頒布されたと論じている¹²。同氏はまた、武后によるこうした舍利頒布事業は隋文帝による仁壽年間の舍利塔建立事業に啓發されたもので、これら血縁關係でも結ばれた二人の政權篡奪者はいずれも自らを菩薩天子また佛教における理想的君主たる轉輪聖王たらんとした點においても共通すると指摘する¹³。そのうえで、梵境寺が隋文帝による仁壽二年（602）の舍利塔建立地であったことや、梵境寺における舍利供養の日付が隋文帝の仁壽二年および同四年の舍利頒布と同じ四月八日の佛生會であったことに注目し、武后によるこの事業は隋文帝の仁壽舍利塔に倣ったもので、他州での舍利供養も同じ儀鳳三年四月八日であった可能性が高いと指摘している¹⁴。

このように陳氏は、はじめて梵境寺「大唐聖帝感舍利之銘」に着目して武后による舍利頒布事業が史實であったことを考證し、主に武后とは血縁關係にもある隋文帝との關係を中心にその意義を論じている。ただし陳氏は、梵境寺「大唐聖帝感舍利之銘」を含む史料の原文は採録していない。

一方、高瀬奈津子氏は、前近代の山西東南部の地方志を對象に佛教寺院や石刻に関する記録を調査する過程で、順治年間編纂の『潞安府志』卷八建置志に梵境

¹⁰ 林世田「武則天稱帝與圖讖祥瑞——以 S.6502《大雲經疏》爲中心」、『敦煌學輯刊』2002 年第 2 期。

¹¹ 前掲注 1 陳書、127-128 頁。

¹² 前掲注 1 陳書、122-125 頁。『山右石刻叢編』卷四所收、梵境寺「大唐聖帝感舍利之銘」（新文豐出版公司編輯部編『石刻史料新編』第一輯、新文豐出版公司、1977 年、15012 頁）。『宋高僧傳』卷二六法成傳（『大正藏』50、872c-873a）。

¹³ 前掲注 1 陳書 112-114 頁。ただし陳氏は、則天武后の舍利頒布の範圍は隋文帝のそれよりも廣大であるが、仁壽年間の場合とは異なり、新たに舍利塔を建立したと伝える史料は存在しないと述べている。

¹⁴ 前掲注 1 陳書 124-125 頁。

寺の「大唐聖帝感舍利之銘」を見出したとし、光緒年間の『長治縣志』卷四金石志や『山右石刻叢編』卷四にも同文が収録されているとして全文を紹介し訓讀を付したうえで、儀鳳の舍利頒布事業と武后との関係や、佛教教團の役割について考察を加えている¹⁵。高瀬氏はさらに、『大雲經疏』の当該記事については、「武后が先に衆生を救おうという誓願を立て、全國に舍利塔を建て、光宅坊で得た舍利を全國に頒布したことを指すと「大雲經疏」はいう」¹⁶とし、儀鳳の舍利頒布事業も『大雲經疏』の記事も、ともに「實質的な政權擔當者である武后を阿育王＝轉輪聖王になぞらえようとした」¹⁷ものと見ている。

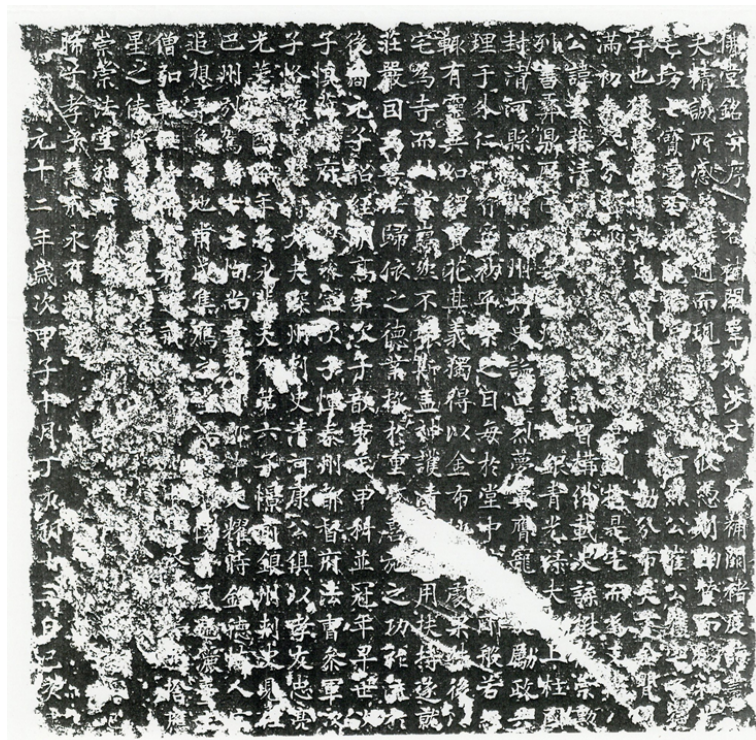


圖 1：開元十二年「佛堂銘并序」

以上から、光宅坊感得舍利は確かに儀鳳年間に全國に頒布されたものとみてよいだろう。これについては、間接的ではあるが西安碑林博物館所藏の開元十二年

¹⁵前掲注 1 高瀬論文。高瀬氏は、光緒年間の『長治縣志』卷四金石志に仁壽二年の舍利塔銘と儀鳳三年舍利塔銘の両方の銘文が録されているほか、『山右石刻叢編』にも卷三に仁壽二年舍利塔銘、卷四に儀鳳三年舍利塔銘が収録されていることから、梵境寺には隋代と唐代の二回にわたって舍利が頒布されていたことが分かると記している。なお、梵境寺の仁壽二年の舍利塔銘は拓本が現存し、中央研究院傅斯年圖書館に「隋潞州壺關縣梵境寺舍利塔銘」（登録番號：01372）、臺北の國家圖書館に「潞州壺關縣梵境寺舍利塔銘」（登録番號：stone0002793）として所藏されている。

¹⁶前掲注 1 高瀬論文、189 頁。

¹⁷前掲注 1 高瀬論文、191 頁。

(724)「佛堂銘并序」(圖1)も傍證となると思われる¹⁸。長さ四九・〇cm、幅五三・〇cm、厚さ一三・五cmの方形の石刻で、全二十三行、毎行二十二字、楷書體、うち第1行から第5行につぎのようにある(數字は行數。句讀點筆者)。

- 1 佛堂銘并序 右補闕韋利涉文□補闕褚庭誨書¹⁹
- 2 夫精誠所感、□□通而現□。□□攸²⁰憑、則²¹幽贊而錫²²。光
- 3 宅坊七寶臺西□院□(佛²²)²³□□²⁴清²⁴河烈公崔公舊宅之寢
- 4 宇也。儀鳳□□□出舍利□□²⁵、勅分²⁶布天²⁷、金□□
- 5 滿初□八分²⁸□²⁹函□□□□□³⁰色、³¹因捨是宅而爲支提□

「佛堂銘并序」は、清河崔公すなわち崔玄籍が舊宅の寢宇を喜捨し、光宅坊七寶臺に佛堂を建てたことを記す。後述するように、その光宅坊が儀鳳二年に舍利を出現させた地であり、七寶臺はその奇瑞を記念して建てられた建造物であったことから、第4行に舍利の出現と「勅して天下に分布せしむ」という内容が刻されている。したがって、表面の損傷により判讀できない文字が多いことは惜しまれるが、この「佛堂銘并序」もまた光宅坊感得舍利が実際に天下諸州に頒布されたことを示す史料の一つに数えることができよう。

¹⁸ 傅清音・張安興「新見《佛堂銘》中舍宅爲寺及佛教靈驗敘事淺析」(『文博』2013年第6期)。趙力光主編『西安碑林博物館新藏墓誌續編』上册、陝西師範大學出版總社、2014年(以下『墓誌續編』と略稱)。なお「佛堂銘并序」は2011年6月に西安碑林博物館の所蔵になったという。

¹⁹ 書寫を擔當した褚庭誨は、『舊唐書』卷九五列傳四五(中華書局、1975年、3014頁)、『新唐書』卷八十一列傳六(中華書局、1975年、3599頁)に、李憲(睿宗の長男)の子、汝陽王李璿と仲の良かった人物としてその名が見える。

²⁰ 「攸」、傅清音・張安興の兩氏は「後」とする。

²¹ 「則」、傅・張兩氏は「刻」とする。

²² この一字については傅・張兩氏も『墓誌續編』も未讀であるが、この「佛堂銘并序」の題に「佛堂」とあることから、「佛」かと思われる。

²³ 「²³」、傅・張兩氏は「□」、『墓誌續編』は「堂」とする。

²⁴ 「²⁴」、『墓誌續編』は「清」とする。

²⁵ 傅・張兩氏は「□□」とし、『墓誌續編』は未錄であるが、拓本によれば二字の空格と見られる。

²⁶ 「分」、傅・張兩氏は「兮」とする。

²⁷ 「天²⁷」、『墓誌續編』は「□□」とする。

²⁸ 「分」、傅・張兩氏は「兮」とする。

²⁹ 「□」、『墓誌續編』は「寶」とする。

³⁰ 「□」、『墓誌續編』は「爲」とする。

³¹ 「³¹」、『墓誌續編』は「因」とする。

二、儀鳳年間における光宅坊での舍利の感得と頒布

長安の光宅坊で舍利が発見されたのは、高宗の儀鳳二年（677）のことであった。これについて『唐會要』卷四八光宅寺條は、つぎのように記す³²。

光宅坊。儀鳳二年、望氣者言、「此坊有異氣」。勅令掘、得石盃、得舍利萬粒。遂於此地立爲寺。

（光宅坊。儀鳳二年、望氣者言えらく、「此の坊、異氣有り」と。勅して掘らしめ、石盃³³を得、舍利萬粒を得たり。遂に此の地に於いて立て寺と爲す。）

これと同様の由來を記す『宋高僧傳』卷二六周京師法成傳は、さらにつぎのような注目すべき記述を含んでいる³⁴。

釋法成、本姓王、名守愼。官至監察御史。屬天后猜貳、信酷吏羅織。乃避法官、乞出家爲僧、苦節勤於化導。……儀鳳二年、望氣者云、「此坊有異氣」。勅掘之得石函。函内貯佛舍利萬餘粒、光色粲爛而堅剛。勅於此處造光宅寺、仍散舍利於京寺及諸州府、各四十九粒。武后於此始置七寶臺、遂改寺額。

（釋法成、本姓は王、名は守愼なり。官、監察御史に至る。天后、猜貳に屬し、酷吏羅織を信ず。乃ち法官を避け、出家を乞い僧と爲り、苦節し化導に勤む。……儀鳳二年、望氣者云わく、「此の坊、異氣有り」と。勅して之を掘らしめ石函を得たり。函の内、佛舍利萬餘粒を貯え、光色粲爛として堅剛たり。勅して此の處に於いて光宅寺を造り、仍て舍利を京寺及び諸州府に散ぜしむること、各おの四十九粒なり。武后、此に於いて始めて七寶臺を置き、遂に寺額を改む。）

すなわち儀鳳二年、光宅坊に異氣があるというので勅命により掘らせたところ、舍利一萬餘粒をおさめた石函が見つかり、在京諸寺と諸州府に各四十九粒ずつが頒布されたという。

法成傳のこの記載を裏付けるのは、金氏や高瀬氏が指摘するように、潞州梵境寺の「大唐聖帝感舍利之銘」である。兩氏はいずれも『山右石刻叢編』など清代の

³²『唐會要』卷四八寺（上海古籍出版社、2006年、991頁）。『長安志』卷八も「横街之北、光宅寺。儀鳳二年、望氣者言、「此坊有興氣」。勅令掘得石函。函内有佛舍利骨萬餘粒。遂立光宅寺。武太后始置七寶臺、因改寺額焉」として、同様の記事を載せる（『宋元方志叢刊』第一冊、中華書局、1990年、131頁下）。

³³文淵閣四庫全書は「盃」字を「留」に作る（「光宅寺。在光宅坊。儀鳳二年望氣者言、「此坊有異氣」。勅令掘得石留、得舍利萬粒。遂於此地立爲寺。」『文淵閣四庫全書』史部364、政書類606-622下）。

³⁴『大正藏』50、872c-873a。

石刻史料を用いているが、幸いなことに當該銘の拓本が現存する³⁵（圖2）。高さ六三・五cm、幅五八・〇cm、全二十一行、每行二十三字、行書體で、原石の有無は不明である。これまで拓本にもとづく録文は發表されていないため、つぎに原文（數字は行數）と訓讀³⁶を挙げておきたい。なお、ここから読み取れる儀鳳の舍利頒布事業の具體相については、問題が多岐にわたるため別に稿を改めて論じることとしたい。

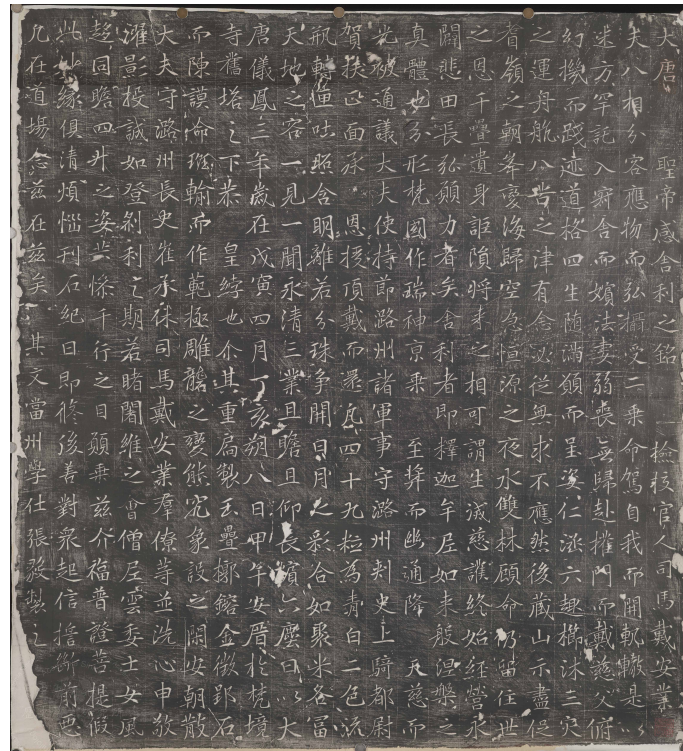


圖2：潞州梵境寺「大唐聖帝感舍利之銘」

【原文】

- 1 大唐 聖帝感舍利之銘 檢校官人司馬戴安業
- 2 夫八相分容應物而弘³⁷攝受二乘命駕自我而開軌轍是以
- 3 迷方罕託入寂舍而嬪法妻弱喪無歸赴權門而戴慈父俯
- 4 幻機而踐迹道格四生隨滿願而呈姿仁涵六趣櫛沐三災
- 5 之運舟航八苦之津有念必從無求不應然後藏山示盡促

³⁵現時點で筆者が知りえたものとして、中央研究院傅斯年圖書館「梵境寺舍利塔銘」（登録番號：00920）、京都大學人文科學研究所「大唐聖帝舍利之銘」（登録番號：TOU0614X）、中國國家圖書館「舍利塔銘」（館藏番號：章專 863）の計三點がある。傅斯年圖書館の一點は中央研究院歷史語言研究所の顏娟英氏のご教示による。

³⁶高瀨氏による訓讀（前掲注1高瀨論文）との異同については、煩瑣になるため注記しない。

³⁷「弘」を『長治縣志』卷四金石志（乾隆二十八年修纂。以下『長治縣志』と略稱）は「宏」に作り、高瀨氏も同様に「宏」に作るが、これは乾隆帝の諱「弘曆」を避けたものと思われる。

6 耆嶺之朝峯變海歸空急恆源之夜水雙林顧命仍留住世
7 之恩千疊遺身詎隕將來之相可謂生滅慈護終始經營永
8 闢悲田長弘³⁸願力者矣舍利者即釋迦牟尼如來般涅槃之
9 真體也分形梵國作瑞神京乘 至獎而幽通降 天慈而
10 光被通議大夫使持節潞州諸軍守潞州刺史上騎都尉
11 賀拔正面承 恩授頂戴而還凡四十九粒為青白二色流
12 瓶轉匣吐照含明離若分珠爭開日月之彩合如聚米各富
13 天地之容一見一聞永清三業且瞻且仰長擯六塵曰以大
14 唐儀鳳三年歲在戊寅四月丁亥朔八日甲午安厝於梵境
15 寺舊塔之下恭 皇綽也尔其重³⁹製玉疊槲鎔金徵郢石
16 而陳謨命班輪而作範極雕礪之變態究象設之閑安朝散
17 大夫守潞州長史崔承休司馬戴安業羣僚等並洗心申敬
18 濯影投誠如登剎⁴⁰利之期若睹闍維之會僧尼雲委士女風
19 趨同瞻四升之姿共慘千行之目願乘茲介福普證菩提假
20 此妙緣俱清煩惱刊石紀日即修後善對衆起信誓斷前惡
21 凡在道場念茲在茲矣 其文當州學仕張毅製之

【訓讀】

大唐聖帝感舍利的銘 檢校官人司馬戴安業

夫れ八相は容を分かち、物に應じて弘め、二乗を攝受し、自我を命駕し、而して軌轍を開く。是を以て迷方は託すところ^{すく}罕なく、寂舎に入りて法妻^{めと}を嬪り、弱喪は歸するところ無く、權門に赴きて慈父を戴く。幻機に俯して迹を踐み、道は四生を格し、滿願に隨いて姿を呈し、仁は六趣^{うるお}を涵す。三災の運を櫛沐し、八苦の津を舟航す。念有れば必ず従い、求無ければ應ぜず。然る後ち、山に^{かく}藏れ盡を示し、耆嶺の朝峯を促し、海を變え空に歸し、恆源の夜水を急かす。雙林の顧命、仍りて住世の恩を留どめ、千疊の遺身、詎ぞ將來の相を^{なん}隕^{うしな}わん。生滅慈護し、終始經營し、永く悲田を闢き、長く願力を弘むと謂うべき者なり。

舍利とは、即ち釋迦牟尼如來の般涅槃の真體なり。形を梵國に分け、瑞を神京に作す。至獎に乗じて幽通し、天慈を降して光被す。

通議大夫・使持節潞州諸軍事・守潞州刺史・上騎都尉賀拔正、恩授を面承し、頂戴して還る。凡そ四十九粒、青白二色と爲す。瓶に流れ匣に轉り、照を吐き明を含む。^{あか}離るれば分かる珠の若く、争いて日月の彩を開き、合わすれば聚むる米の如く、各おの天地の容を富ます。一たび見一たび聞けば、永く三業を清め、且つ瞻且つ仰げば、長く六塵を^{しりぞ}擯く。曰く、

大唐の儀鳳三年、歲は戊寅に在る四月丁亥朔の八日甲午を以て、梵境寺の舊塔の下に安厝し、皇綽^そを恭しうするなり。尔其れ^た肩^とを重ね玉を製ち、槲を疊ね金を鎔き、郢石に^{もと}徵めて謨を陳し、班輪に命じて範を作し、雕礪の變態を極め、象設の閑安を究めしむ。朝散大夫・守潞州長史崔承休、司馬戴安業、羣僚等、並びに心を洗い敬を申べ、影を^{あら}濯い誠を投じ、剎利の期に登るが如く、闍維

³⁸前掲注 37 に同じ。

³⁹「肩」を高瀬氏は「局」に作る。これについては南華大學文學系の鄭阿財氏のご教示による。

⁴⁰「剎」を『長治縣志』と高瀬氏は「剝」に作る。

の會を睹るが若し。僧尼は雲委し、士女は風趨し、同に四升の姿を瞻、共に千行の目を^{いた}惨む。願わくは茲の介福に乘じ、普く菩提を證し、此の妙縁に假り、俱に煩惱を清めん。石に刊み日を紀し、即ち後善を修め、衆に對し信を起こし、前惡を斷たんことを誓う。凡そ道場に在り、茲に念じ茲に在り。

其の文は當州の學仕張毅、之を製る。

三、「弘願造八百四萬舍利寶塔」の意味——則天武后と阿育王

『大雲經疏』の中に、儀鳳年間の舍利頒布事業に先立って武后が「八百四萬舍利寶塔」の造立を發願したと記されている点について、先行研究では阿育王の八萬四千塔建立説話との関係を指摘するにとどまっている。また敦煌寫本『大雲經疏』の全文について校注および英譯を施したアントニーノ・フォルテ氏も、八百四萬という數が採用された理由については不明だとしている⁴¹。

この八百四萬という數の意味について考える前に、まず注意しておきたいのは、『大雲經疏』の性質である。同疏は革命の直前にあたる載初元年（690）に撰述され、かつ諸州に頒布されたと考えられるもので、武后が女身でありながら皇帝位に即くために撰述された符讖の書である。その記述内容はきわめて恣意的であり、詭辯や曲解に満ち満ちている。しかしながら、かといってそれらを荒唐無稽として一蹴するべきではなく、むしろ符讖の書であったからこそ、その内容は武周革命にとって重要な意味を含んでいたと考えなければならない。同疏の中に撰述當時すでに現實のものとなっていた事象を巧みに盛り込んでいるのは、豫言の書としての信憑性を補強するための工夫である⁴²。さらに、豫言書という性格からみて、同疏が撰述された時點ではまだ計畫段階であったものについても、必ず實現させることが意圖されていたという點も見逃してはならず、その核心とは言うまでもなく武后が皇帝となり王朝を革めるところにあった。したがって、『大雲經疏』に記された内容の中には、

- （一）實施濟みの事柄
- （二）實施豫定の事柄

⁴¹ Antonino Forte, *Political Propaganda and Ideology in China at the End of the Seventh Century*, 2nd ed., 2005, p.279, note 125. なお、「八百四萬」という數字が假に「八百四十萬」であれば阿育王の造塔數のちょうど百倍となるから、「十」字の遺漏の可能性も考えたいが、現存する S.2658 と S.6502 はいずれも「八百四萬」と記しているから、即斷はできない。したがって現状では、この數字の算出根據は不明とせざるを得ない。同様に、儀鳳年間に頒布された舍利の數が各四十九粒であった點についても、何某かの根據があるはずであるが、現時點では審らかにし得ない。

⁴² 拙稿「則天武后の明堂と嵩山封禪——『大雲經疏』S.6502 を中心に」（氣賀澤保規編『隋唐洛陽學論集（假題）』、法藏館、待刊）。

という二種が含まれていることに注意する必要がある。そのうえで『大雲經疏』の「神皇先發弘願造八百四萬舍利寶塔、以光宅坊中所得舍利分布於四天下」という記載を見てみよう。

これについて先行研究では、先述したように陳氏は武後の前世での豫見と解釋したのに對し、高瀬氏は「武后が先に衆生を救おうという誓願を立て」たと解していた。陳氏のように「神皇先發弘願」の「先」を前世と解釋するのは、やや無理があり同意しがたく、高瀬氏のように、武后が光宅坊で感得した舍利を頒布するに先立って、八百四萬舍利塔の造立を發願していたと解する方が自然であろう。これについて、果たして八百四萬もの舍利塔が実際に造られたかどうかについては、裏付けとなる史料がなく明らかにしがたい。ただ、八百四萬舍利塔の造立發願については、二つの可能性が考えられる。一つは發願が事實であった可能性、もう一つは『大雲經疏』撰述時に後付けされた可能性である。後者はすなわち、『大雲經疏』の撰述は舍利が頒布された儀鳳年間からすでに十數年の時を隔てた載初元年とみられることから、『大雲經疏』に説く武後の「八百四萬舍利寶塔」の造立發願説は、儀鳳年間の舍利頒布事業をそのまま反映したものではなく、武后とその推戴者らが易姓革命に向けて準備するなかで、十數年も前に實施済みの舍利頒布事業に對し、新たに付與したものであったという可能性である。現時点ではそのどちらとも決しがたいが、いずれにせよ「八百四萬」という數字が選ばれたことに違いはなく、そこに問題の本質がある。この數字が無作為に選ばれたものとは考えがたく、そこには何かしら籠められた意味があったはずだからである。

ではまず先行研究からみてゆこう。先述のように陳金華氏は「八百四萬」という舍利塔の數について、明らかに阿育王の八萬四千塔の建立傳説にもとづくとしたうえで、その數が約百倍になっていると指摘していた⁴³。一方、肥田路美氏は、武后による長安光宅坊發現の佛舍利的諸州府頒布を、隋文帝による仁壽舍利塔建立事業とともに、「皇帝が自らを佛教史上の理想的な帝王である阿育王に擬えて、統一王朝の支配領域に威光を廣く示すとともに、舍利を拜しその利益を得る機會を統治下の人民に分ち與えるという行爲であり、佛法を尊崇する正しい王道の實現を滿天下に宣布するという意味合いが強かっただろう」⁴⁴と述べ、阿育王に擬えたものとしている。

高瀬氏もまた、佛舍利的發現という瑞祥によって実質的な政權擔當者たる武後の統治の正當性を示し、佛舍利を直接諸州へ分け與えることでその威徳を廣め、か

⁴³前掲注1 陳書、127-128 頁。

⁴⁴肥田路美「七・八世紀の佛教美術に見る唐と日本、新羅の關係の一斷面」(『日本史研究』615、2013 年、66 頁)。

つて同じように舍利頒布を行なった阿育王＝轉輪聖王に擬えようとする意圖がはたらいていたとしている⁴⁵。

阿育王とは紀元前三世紀のマウリヤ朝第三代の王であり、佛教における理想的君主たる轉輪聖王とされる。鬼神を役使し八萬四千の舍利塔を建てたとの傳承があり、そのうちの何基かは中國國內にも所在すると信じられ、阿育王塔として特別な信仰を集めた。しかしながら、ここで注目したいのは、轉輪聖王には金輪王、銀輪王、銅輪王、鐵輪王の四種があり、そのうち阿育王はもっとも位の低い鐵輪王と見られていたという事實である。

梁高祖（武帝）の「出古育王塔下佛舍利詔〔又牙像詔〕」（『廣弘明集』卷一五）には、

梁高祖大同四年八月、月犯五車、老人星見。改造長干寺阿育塔、出佛舍利髮爪。阿育鐵輪王也。王閻浮一天下、一日夜役鬼神、造八萬四千塔。此其一焉。

（梁高祖の大同四年八月、月は五車を犯し、老人星^{あらわ} 見^る。長干寺の阿育塔を改造し、佛の舍利髮爪を出だす。阿育は鐵輪王なり。閻浮の一天下に王し、一日夜に鬼神を役し、八萬四千塔を造らしむ。此れ其の一なり。）

とあり⁴⁶、阿育王は南閻浮提という一天下のみに君臨する鐵輪王であると記す。また唐西明寺釋玄則の「禪林妙記前集序」（『廣弘明集』卷二〇）にも、

一百年外、有鐵輪王。字阿輪柯、亦名阿育。役御神鬼、於一日中天上人間造八萬四千舍利寶塔。其佛遺物衣鉢杖等、及諸舍利神變非一。

（一百年の外、鐵輪王有り。字は阿輪柯、亦た阿育と名づく。神鬼を役御し、一日の中に於いて天上人間に八萬四千舍利寶塔を造らしむ。其の佛の遺物衣鉢杖等、及び諸もろの舍利の神變は一に非ず。）

として、やはり阿育王は鐵輪王であると記している⁴⁷。同様に『釋迦方志』にも、

⁴⁵前掲注 1 高瀬論文。なお、儀鳳の舍利頒布事業に關する指摘ではないが、内藤榮氏は「初唐の載初元年（690）7 月に則天武后が中國各州に造立した大雲寺も阿育王塔を意識した造寺活動であった」とする（『舍利莊嚴美術の研究』青史出版、2010 年）。中田美繪氏も内藤氏の見解を引用し、隋文帝が仁壽舍利塔を建立し、則天武后が大雲寺を建立したのは、みな阿育王の偉業に倣ったものであり、兩者はいずれも自身と阿育王とを結びつけることを強く意識していたとしたうえで、隋唐時代の舍利信仰は皇帝の敬虔と保護を得て、皇帝の禮拜對象という特質を具えていたと指摘し、大雲寺の設置という武后の事跡を阿育王に倣ったものとする見解を示している（中田美繪「唐代中國佛教的轉換以邊土、中心意識爲切入點」、『唐研究』第 18 卷、北京大學出版社、2012 年、351-352 頁）。

⁴⁶『大正藏』52、203c。『集神州三寶感通錄』卷上（『大正藏』52、405c）にも同様の内容を収める。

⁴⁷『大正藏』52、245c。

佛滅度後一百一十六年、東天竺國有鐵輪王。統閻浮提、收佛靈骨、役使鬼神、一億人家爲起一塔。四海之内、合起八萬四千。故此九州之地、並有遺塔。云、「是育王所造」。

（佛滅度の後ち一百一十六年、東天竺國に鐵輪王有り。閻浮提を統べ、佛の靈骨を收め、鬼神を役使し、一億の人家爲に一塔を起つ。四海の内、合して八萬四千を起つ。故に此の九州の地、並びに遺塔有り。云わく、「是れ育王の造る所なり」と。）

とあるほか⁴⁸、『梁書』卷五四扶南國傳と『南史』卷七八扶南國傳には、つぎの同文を載せる⁴⁹。

阿育王即鐵輪王。王閻浮提一天下。佛滅度後、一日一夜役鬼神造八萬四千塔。

（阿育王は即ち鐵輪王なり。閻浮提の一天下に王す。佛滅度の後ち、一日一夜にして鬼神を役し八萬四千塔を造らしむ。）

これに對し武后は、周知のとおり金輪王と看做されていた。これは彼女の尊號に明確に見て取ることができる。『資治通鑑』卷二〇四～卷二〇七にもとづき、その變遷をまとめると、つぎの表のようになる。

時期	尊號
垂拱四年（688）五月乙亥	聖母神皇
天授元年（690）九月乙酉〔上尊號〕	聖神皇帝
天授二年（691）正月癸酉朔〔始受尊號〕	
長壽二年（693）九月乙未	金輪 聖神皇帝
延載元年（694）五月甲午	越古金輪 聖神皇帝
證聖元年（694）正月辛巳朔	慈氏越古金輪 聖神皇帝
證聖元年（695）二月甲子	金輪 聖神皇帝
天冊萬歲元年（695）九月甲寅	天冊金輪大聖神皇帝
久視元年（700）五月癸丑	聖 ⁵⁰ 神皇帝
神龍元年（705）正月丁未	則天大聖 皇帝

附表 武後の尊号

⁴⁸ 『大正藏』51、970b。『法苑珠林』卷一二（『大正藏』53、378c-379a）にも同様の記載がある。

⁴⁹ 『梁書』卷五四扶南國傳（中華書局、1973年、790頁）。『南史』卷七八扶南國傳（中華書局、1975年、1954頁）。

⁵⁰ 『資治通鑑』卷二〇六には久視元年（700）五月「太后使洪州僧胡超合長生藥、三年而成、所費巨萬。太后服之、疾小瘳。癸丑、赦天下、改元久視、去天冊金輪大聖之號」（中華書局、1956年、6546頁）とあり、聖曆から久視に改元するとともに「天冊金輪大聖」の號を取り去ったとする。それに従えば「神皇帝」となるが、「聖神皇帝」に改めた。

武後の尊號に「金輪」の文字が現れるのは長壽二年九月以降であるが、興味深いことに、武后を金輪王とする説は、それ以前の『大雲經疏』撰述時にまで遡る。なぜなら同疏の第358行から第359行には「問曰、金輪王馭四天下、靈感寔繁、神皇化迹閭浮、未知、有何祥瑞（問うて曰く、金輪王四天下を馭すや、靈感寔に繁し、神皇閭浮に化迹するも、未だ何の祥瑞有るかを知らず、と）」とあるからである。同疏の後文では、この問いに對する答えとして天體現象における瑞祥を挙げ、武后が金輪王であることの應驗であると記している。したがって、武后を金輪王とする説は遅くとも載初元年には存在していたということになる。

ここで「弘願造八百四萬舍利寶塔」の意味に戻ろう。陳氏は阿育王の八萬四千塔の建立傳説にもとづくものの約百倍になっていると指摘していたが、これは單に數字が増えていることを述べているにすぎず、それが意味する内容には言及していない。一方、肥田氏や高瀬氏はこの數については問題にせず、諸州府への舍利頒布という行爲が阿育王に倣ったものであると論じていた。しかしながら、阿育王が鐵輪王と認識されていたのに對し武后はそれを遙かに凌ぐ金輪王と位置づけられていたことからすれば、『大雲經疏』のなかで儀鳳の舍利頒布に先立ち武后が八百四萬舍利塔の造立を發願したと記しているのは、鐵輪王たる阿育王を凌駕する存在であるということを強く意識したものであったことは明らかであろう。このことはまた、本稿で検討してきた『大雲經疏』の一節「神皇先發弘願造八百四萬舍利寶塔、以光宅坊中所得舍利分布於四天下」に、舍利頒布の範圍を金輪王の統治範圍である四天下と記していることによっても裏付けられよう。

おわりに

儀鳳二年に長安の光宅坊にて感得された佛舍利は、則天武後の主導のもと在京寺院と諸州府に頒布され、儀鳳三年四月八日に各地で埋納の儀式が執り行なわれたと考えられる。この儀鳳の舍利頒布は、西安碑林博物館所藏「佛堂銘并序」によっても間接的に裏付けることができる。

當時の州府の數だけでも三百五十以上にのぼり⁵¹、それら各州府では潞州の例にみるように地元の代表的寺院に舍利が安置された。在京寺院の數は、開元十年

⁵¹高宗期の州府の數については史料を缺くが、その前後の記録には『舊唐書』卷三八地理志に「至（貞觀）十三年定簿、凡州府三百五十八、縣一千五百五十一。至十四年平高昌、又增二州六縣」（中華書局、1975年、1384頁）とあり、貞觀十四年（640）は三百六十州であった。一方、寶龜十年（779）淡海三船撰『唐大和上東征傳』に「昔光州道岸律師、命世挺生、天下四百餘州、以爲受戒之主」とあり、道岸律師は中宗期に重んじられた人物であるから、そのころは四百餘州であったことが分かる。なお『唐大和上東征傳』は、鑑眞の弟子で共に渡日した唐僧思託がまとめた『大唐傳戒師僧名記大和上鑑眞傳』三卷をまとめ直したものであり、上掲の州の數も信賴してよいと思われる。

(722)に韋述が撰した『兩京新記』卷二京城に「街東西各五十四坊、其中有折衝府四、僧寺六十四、尼寺二十四」とあり、長安の佛教寺院が計八八所であったというのが一つの目安になろう。儀鳳の舍利頒布の先蹤と目される隋文帝の舍利頒布と舍利塔建立事業は、仁壽元年、二年、四年の三次にわたり全國の百十一所に及んだとされる⁵²。これに對し、武後の儀鳳年間の舍利頒布は、恐らくは潞州と同様に新たに舍利塔を建てることはせず舍利の埋納のみを既存の佛塔において行なつたと考えられるが、その對象範圍の數が仁壽年間の數倍以上に膨らんでいるだけでなく全國を限なく網羅している點で際立っており、唐代前期における一大佛教事業であったことは疑いを容れない。

S.2658とS.6502の『大雲經疏』には、儀鳳の舍利頒布事業が取り上げられ、武后による「八百四萬舍利寶塔」を造立せんとの誓願にもとづく行爲であったと記されていた。その意圖は、武后を轉輪聖王たる阿育王に擬えんとするところにあつたのではなく、轉輪聖王のなかでも下位の鐵輪王とされる阿育王に對し、武后はそれを凌ぐ最上位の金輪王たることを顯示せんとするところにあつたと考えられる。加えて『大雲經疏』では武后を下生の彌勒佛であると明記しており⁵³、その點からも武后は阿育王より遙かに優れた偉大な存在であるとの主張がなされていたことになろう。

その後、光宅坊感得舍利を頒布された各地には、載初元年に『大雲經疏』が頒布され⁵⁴、やがて武周革命直後の天授元年十月には兩京と諸州に大雲寺の設置と『大雲經』の所藏および僧侶による同經の講解を命じる勅が下された⁵⁵。こうして武後の爲政者イメージは、中央から統治下の隅々にまで何度も繰り返し發信され、そ

⁵²隋文帝の舍利塔建立事業に関する研究論文は枚舉に遑がないが、大島幸代・萬納惠介「隋仁壽舍利塔研究序説」（『奈良美術研究』12、2012年）に概要が要領よくまとめられている。

⁵³則天武后と彌勒佛との關係については、以下を参照されたい。拙著『唐代佛教美術史論攷』（法藏館、2017年）第三部「則天武后期の佛教政策と佛教美術」。

⁵⁴『資治通鑑』卷二〇四載初元年七月條に「東魏國寺僧法明等撰大雲經四卷、表上之。言太后乃彌勒佛下生、當代唐爲閻浮提主、制頒於天下」（中華書局、1956年、6466頁）として記す「大雲經四卷」について、フォルテ氏は『大雲經疏』の誤りだと解しており、その可能性が高いと思われる（アントニーノ・フォルテ「『大雲經疏』をめぐる」、『講座敦煌7 敦煌と中國佛教』大東出版社、1984年）。しかし、以前にも指摘したように（拙稿「則天武后と佛教」、肥田路美責任編集『アジア佛教美術論集 東アジアⅡ 隋・唐』、中央公論美術出版、2019年、439頁、注36）、二點の敦煌寫本『大雲經疏』は本來、一部一卷十數紙程度であつたとする見解があり（滋野井恬「敦煌本「大雲經疏」の研究」、『印度學佛教學研究』第21卷第2號、1973年）、四卷とは合わない。一方、『大雲經』（『大方等無想經』）は後續部分が失われているとみられるものの六卷が現存し、やはり四卷とは符合しない。こうした問題は残るが、『大雲經疏』は記述内容からみても、使用される則天文字からみても載初元年に撰述されたことは疑いない（前掲注42拙稿）。また武周革命の讖書としての役割からみても、その直前にあたる載初元年に天下諸州に頒布されたとみてまず間違いないと思われる。

⁵⁵『資治通鑑』卷二〇四天授元年十月條「壬申、勅兩京諸州各置大雲寺一區、藏大雲經、使僧升高座講解」（中華書局、1956年、6469頁）。

の滲透が圖られたのである。

〔圖版出典〕

圖 1 趙力光主編『西安碑林博物館新藏墓誌續編』上冊、陝西師範大學出版總社、2014 年、圖 84。

圖 2 中央研究院傅斯年圖書館提供。

（作者は佛教大學佛教學部教授）